様式第14号（第８条関係）

行　政　処　分　実　施　結　果　表

被処分者	認　定　番　号	宮城県公安委員会　第119号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ナイト運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	宮城県大崎市古川諏訪
処　分　年　月　日		令和８年10月28日
処　分　内　容		認定取消し
処　分　理　由		自動車運転代行業の欠格要件に該当するため
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第７条第１項第２号
処分を行った公安委員会		宮 城 県 公 安 委 員 会